

青少年への影響を考慮した薬物問題報道についての要望

放送倫理・番組向上機構【BPO】

放送と青少年に関する委員会

青少年と薬物の現状

警察庁等のデータによると、日本の薬物犯罪は覚せい剤を中心的課題として、大麻事犯の検挙人員は10年前の約2倍に増加しているほか、合成麻薬事犯については押収量が急増しています。また、薬物事犯全体の検挙者数は減少傾向にあるものの、特に青少年については、大麻、MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員の6割強を未成年者及び20歳代の若年層が占めており、将来が懸念される事態となっています。

青少年委員会はこうした社会環境を踏まえ、「青少年と薬物」についていかに報道するかは放送事業者にとって重要なテーマのひとつと考えています。

一連の薬物報道について

今夏に起きた芸能人の薬物事件について、各放送局は連日、大変多くの時間をかけて、この事件を報道しました。その報道に対して、BPOには視聴者から500件を超える批判的意見が寄せられました。意見の概要は「芸能人の覚せい剤事件ばかりをいつまで放送し続けるのか。もういい加減にしてほしい」「麻薬や覚せい剤の怖さなどを放送し、その危険性を伝えてほしい。今の放送はただ青少年に興味を与えているだけ」というものです。

青少年委員会ではこうした社会的状況と視聴者意見を踏まえ、「青少年と薬物問題」の専門家から現状について意見を聴く機会を設けた上、委員会で審議した結果、各放送局に対し、以下のことを要望することとしました。

1) 啓発

青少年が薬物の使用に至る主な動機は好奇心であり、薬物被害の本質が知らされていないため、少くなら大丈夫だと思って使用していることが明らかになっています。また、最近では危険な薬物をカタカナやアルファベットで表現することにより、ある種のファッション感覚で安易に薬物に手を染める青少年が増加しているといわれています。

こうした傾向を回避するため、各放送局には薬物報道にあたって、単に事件報道にとどまらず、薬物が個人の健康や社会に与える深刻な被害の実態——薬物が時に緩慢な人間破壊の兵器になっている——を正確に伝え、青少年が薬物について考え、使わない選択に導くための番組制作を要望いたします。

2) 表現

今夏以降の報道のうち、薬物の入手経路、使用方法などの放送上の表現について、「青少年にドラッグや覚せい剤に興味を与えるだけ」などの視聴者意見が届いています。日本民間放送連盟「放送基準」では、第10章の犯罪表現の中で第67条「犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように注意する」、第69条「麻薬や覚せい剤などを使用する場面は控え目にし、魅力的に取り扱ってはならない」としています。各放送局は上記放送基準の趣旨を十分に理解した上で番組制作にあたり、青少年に薬物への興味を惹起させるような表現がないよう、極めて慎重な配慮を要望いたします。

3) 多角的報道

薬物をめぐっては規範意識の向上を含めて、極めて多角的な側面があります。大量の薬物を密輸・密売する犯罪組織が存在しその資金源の一部になっていること、薬物使用者ばかりではなく、その家族までもがいつの間にか犠牲になるような事態が生じていること、薬物使用者の治療と社会復帰への支援が必要なことなど、さまざまな社会問題を総合的に解決しない限り、薬物の根絶という課題は解決することはできません。各放送局には、薬物犯罪を犯した個人に焦点を当てるだけでなく、その背景や影響をふくめて多角的に報道し、薬物問題の解決に向けて取り組まれることを要望いたします。

一連の薬物事件について、各放送局では連日にわたって、まさに過熱ともいえる長時間の報道がなされました。本委員会としても一連の報道についての量及び内容に疑問を抱かざるをえないところです。薬物犯罪の背景にある社会問題への怒りを欠いた報道は、青少年に無用な好奇心を抱かせるだけに終わることがあります。「薬物根絶」へ向けての取り組みは現在、社会的要請であり、本委員会は青少年への影響を考慮した報道がなされるべきと考え、以上3点を各放送局に要望することにいたしました。

以上